

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

入札契約制度等に係る意見書

熊本県入札監視委員会

委員長	渡辺 千賀恵	東海大学 元産業工学部長
委員	秋野 裕子	公益財団法人地方経済総合研究所 主任研究員
	上拂 耕生	熊本県立大学 准教授
	柿本 竜治	熊本大学 教授
	川内 恵理	社会保険労務士

平成28年3月

意見書

平成28年3月 熊本県入札監視委員会

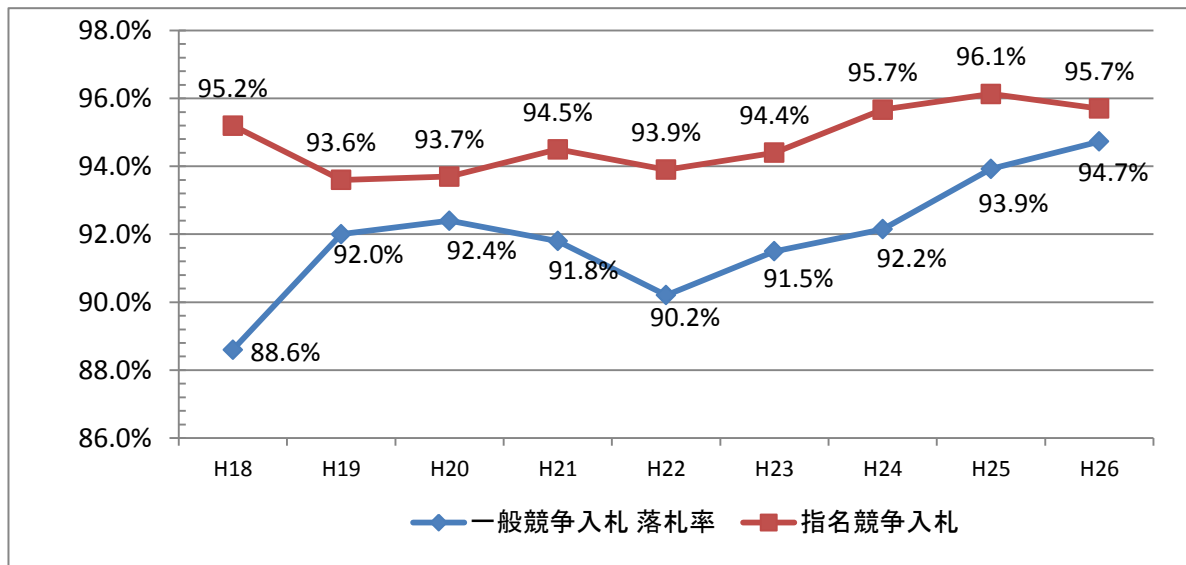
1 意見具申に当たって

当委員会は、県が発注した工事に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受け、さらには、県が発注した工事のうち当委員会が抽出したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行ってきた。

また、県が実施した入札に関して寄せられた談合情報の内容や、県の対応状況について報告を受け審議を行ってきた。

(1) 落札率の推移について

平成17年度からの県の一般競争入札及び指名競争入札の落札率の推移は、平成18年度以降数次にわたる条件付一般競争入札対象工事の拡大により低下してきたものの、数次にわたる最低制限価格の引上げや、平成24年7月に発生した熊本広域大水害の復旧・復興関連予算及び経済対策関連予算による県内発注工事の増加等により上昇傾向にある。



(2) 談合情報について

県が実施した入札に関して寄せられた談合情報は、年間数件程度であり、競争入札による発注件数の1%未満の割合である。

なお、県の対応は、熊本県談合情報処理要領に基づき処理されてきており、談合が確認された事例はないとの報告である。

(入札監視委員会で審議した談合情報等件数)

(単位:件)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0 (0%)	0 (0%)	8 (0.28%)	5 (0.20%)	6 (0.21%)	5 (0.18%)	2 (0.08%)	5 (0.17%)	3 (0.11%)	1 (0.04%)

※()は発注件数に対する談合件数の割合

2 平成25年度意見書への対応状況

(1) 国の入札契約制度の動向について

【意見】 入札契約制度の見直しに当たっては、国の動きを注視しつつ、必要に応じて対応すること。

【検証】 公共工事の品質確保と中長期的な担い手の確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）」を中心に、密接に関係する「入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）」、「建設業法」も一体として改正された。この趣旨を踏まえ、県では主に次の事項を改正するなど速やかな対応がなされている。

- ① 建設工事及び建設コンサルタント業務の予定価格を設計金額と同額とする。（平成27年4月1日～）
- ② 建設コンサルタント業務等委託について、最低制限価格制度を導入する。（平成27年6月1日～）
- ③ 予定価格が100万円以上の建設コンサルタント業務について、発注の見通しを公表する（年4回）。（平成27年6月1日～）
- ④ 総合評価落札方式において、より確実に若手技術者の配置・育成に繋げるため追加配置する技術者を40歳未満に限定する。（平成26年6月1日～）
- ⑤ 予定価格を公表する全ての建設工事及び建設コンサルタント業務について、予定価格積算内訳を紙による閲覧方式で契約締結後に公表する。（平成27年6月1日～）

(2) 熊本広域大水害の災害復旧予算の執行（発注）の検証について

【意見】 平成24年7月に発生した熊本広域大水害からの早期復旧・復興を図るに当たって、①指名競争入札の発注標準の緩和、②総合評価落札方式における地域性評価項目の見直し、③土木一式工事における発注標準の見直し等、発注増加に対応するため期間を限定して行った入札契約制度の見直しについて、実施結果の検証を行うこと。

【検証】

- ① 指名競争入札の発注標準額の緩和については、本来ならば条件付一般競争入札による発注であった945件のうち約5割にあたる488件について、指名競争入札が行われ、迅速な発注と事業効果の早期実現や発注者・受注者双方の事務量の軽減及びスピードアップが図られた。
- ② 総合評価落札方式における地域性評価の項目の見直しについては、制度導入前は管外からの入札参加者はなかったが、見直し後の平成25年度は、全体の80%、平成26年度は97%が管外からの入札参加であり、競争性等が向上した。
- ③ 土木一式工事におけるBランク以上の発注標準の一時的な引き上げによりA1等級とA2等級で全体の9割が発注され、熊本広域大水害からの早期復旧・復興が図られたが、資機材不足や労働者不足等により特にA2、B等級の工事において入札不調等が多く発生した。このため、平成26年5月1日から発注標準は概ね元に戻された。

(3) 公正な競争の確保と地域建設産業の育成について

【意見】 建設産業は、本県の基幹産業の一つであることから、技術と経営に優れた建設産業の育成、中長期的な担い手の確保・育成の観点から、総合評価において、若年技術者育成を促進する評価を検討すること。

【検証】 総合評価落札方式において、平成26年6月から「若手（40歳未満）技術者の追加配置」が評価項目とされた。また、若手技術者の工事成績が評価され、配置が促進されるように、平成27年6月から評価の対象を「同種工事」から、「同一許可業種」の工事成績評定点に拡大されるなど、若手技術者を育成する評価の見直しが行われている。

(4) 総合評価落札方式の運用について

【意見】 総合評価落札方式における地域性評価項目については、1者入札問題の改善策として、入札の競争性等の確保及び工事の品質確保の観点から地域性評価項目の点数を5点から3点に減じるなどの措置がとられた。しかしながら、地域の建設業者は、災害時の緊急対応などの担い手として、大きな役割を果たしていることを鑑み、本措置が適切であったか検証すること。

【検証】 熊本広域大水害関連工事以外の通常工事における管外業者の落札割合は、ほとんど変化がなく（平成25年度1.6%、平成26年度4.3%）、地域建設業者の受注機会は確保されている。

なお、熊本広域大水害関連工事における管外業者の落札割合は、通常工事の落札割合と比べて高くなっている。その中で、阿蘇地域においては、通常工事と災害関連工事の割合は1：9であり、通常工事における地元業者の受注機会は確保されているものの、災害関連工事においては、地元業者と管外業者の受注割合が1：2程度であり、地元業者からは受注機会の確保の要望があっている。

ただし、そのような状態においても、阿蘇地域の建設業者の手持ち工事量は、他地域と比較すると確保されている。

(5) 更なる透明で公平な入札制度の確立について

【意見】 入札金額の差が均一になっているなど規則性が見られ、不自然と思慮される入札については、談合情報の有無にかかわらず談合が疑われる案件として談合情報処理要領に基づく処理の実施を検討するため、他県等の取扱いについて調査のうえ、改善すべき点がないか検証すること。

【検証】 他県等の取扱いについての調査を踏まえ、本県の処理について改善すべき点が認められる。このため、今後、入札結果等に不自然さがあると判断される場合の具体的な取扱いについて談合情報処理要領の見直しなどに取り組むこととする。

3 今後に向けての意見

公共工事などを取り巻く状況は、かなり大きく変化してきている。建設産業の中長期的な担い手の確保や、ダンピング防止などを目的とした品確法の改正や、熊本広域大水害による阿蘇地域の工事発注件数の増加、日本経済の回復基調に伴う資材単価、人件費の高騰である。

県においては、そうした動向に機敏に対応すべく入札の仕組みに変更を加えて改善し、適正な発注と地域の建設業者の育成に努めており、当委員会は、まずその努力に対して敬意を表したうえで、今後に向けて次の事項を意見として具申する。

(1) 総合評価落札方式について

総合評価落札方式とは、応札した業者を価格面と技術面の2要素から評価する仕組みである。具体的には、価格点と技術点という質の異なる二つの数値から総合点を算出し、総合点の最も高い業者が落札する。当初、総合評価落札方式は、平成17年度から試行的に大規模工事から適用されていたが、現在は、原則3千万以上の一般競争入札において適用され、発注側（行政）も応札側（業者）もこの方式について経験を積みつつある。当委員会においても、建設分野に限ってはあつたが、総合評価落札方式による工事案件を審議の対象とすることが増えてきた。そして、議論をする中で、この方式による「公共工事の品質の確保」という長所を理解しつつも、主な論点（潜在的な問題点）を指摘する。

第一に、技術力の審査の方法である。計画書の書面だけで技術力を審査できているのか、また、計画書の作成に習熟した業者が有利になっていないかなどの懸念がある。

第二に、当初に比べて各業者の技術点が接近する事例も見受けられるなど、このような事例が更に顕著になれば、価格点と技術点の2要素で評価することで工事品質の確保を図るという目的自体が曖昧になる懸念がある。

現時点では、まだ経験総数が十分に多いとはいえないため、早急に現行方式を見直す時期ではないだろう。しかし、今後、このような課題等を踏まえ、現行方式のメリット、デメリットについて継続的に検証を行い、必要があれば適宜改善に取り組むことを期待したい。

(2) 最低制限価格の設定について

最低制限価格という仕組みは、ダンピングを防止して工事の品質を確保する目的で導入され、実際にその機能を果たしてきていると思われる。

しかし、稀なケースではあつたが、指名競争入札において、10者中9者が最低制限価格を下回って失格となった。通常、当初から1者入札の場合は入札を取り止めるが、失格による場合の入札は有効である。予定価格と同額で応札した場合でも落札者となるケースがあつた。この場合、10者のうち数者が失格になるようなケースはこれまでしばしば発生していたが、上記のような極端な例は、ダンピング防止という本来の目的から離れ、結果的に競争性の観点から課題ではないかと考えられる。

今後も上記のような極端なケースが増えていくかどうか、注視していくことが必要と考える。それとともに、現行の最低制限価格という仕組みの妥当性を検証する必要がある。

(3) 透明で公平な入札制度の確立について

指名競争入札において、入札金額に一定の規則性がみられるなど不自然で、事前に何らかの談合がなされたのではないかとの疑念を持たれるケースが見受けられる。

熊本県の現行方式において、談合情報が寄せられた場合は、必要に応じて入札を中止し、再入札を行うなど必要な措置を講じることになっているが、不自然さが感じられる入札の場合は、具体的なルールが定められていないため入札を中止するような措置はとられていない。

入札の不自然さを判断することは難しいことではあるが、他県等では、不自然と思慮される入札についても談合が疑われる案件として入札の中止などの措置を取っている。

本県においても入札時において談合が十分に疑われる案件の例として、入札の不自然さを追加することが適当であるかどうか、検討する必要がある。